

【 岩沼市災害時協力井戸 Q & A 】

Q 1) 災害時協力井戸とはどのようなものですか？

A : 災害時において、供給が困難となるおそれのある生活用水の確保を図るため、東日本大震災時に水源として役立つことが多く確認された市内の井戸を「災害時協力井戸」として登録いただき、その場所等を市において広く周知し、復旧するまでの間に付近住民等が、生活に必要な水を確保することを目的としています。

Q 2) 誰でも登録できますか？

A : 井戸の「所有者」又は「管理者」から市に申請いただきます。

Q 3) どんな井戸でも登録できますか？

A : 『岩沼市災害時協力井戸に関する要綱』に定める要件を満たしている井戸であれば登録が可能です。なお、登録に際しては、申出者の立会いのもと、事前に市職員が現場にて調査等を行い、状況等を確認させていただきます。

Q 4) 屋外に井戸があるのですが、登録できますか？

A : 井戸の位置は、屋内でも屋外でも登録可能です。

Q 5) 電動ポンプ等の設備は無く、手動ポンプですが、登録できますか？

A : 安全に取水できるものであれば登録可能です。

Q 6) 井戸があれば全て登録しなければならないのですか？

A : 必ずしもその必要はありません。所有者又は、管理者の善意により「災害時に第三者へ井戸水を提供いただくこと」や「井戸の所在地等を公表すること」等に同意いただいたものについて登録をお願いしています。

Q 7) 登録するには最初に何をすればよいのですか？

A : 「岩沼市災害時協力井戸登録申出書」に必要事項をご記入いただき、市役所防災課までご提出ください。市職員が現地にて、「取水の状況」、「水質の状況」、「汲み上げ方式」、「安全の状況」、その他必要に応じた事項を確認・調査させていただきます。

また、登録後は台帳整備を行いますので、井戸及び周辺の写真を撮らせていただきます。

Q 8) 電動ポンプ汲み上げなので、停電時は使用できません。登録できますか？

A : 登録できます。電力が復旧し、井戸設備等が安全に使用できる場合にご協力いただきたいと思います。

Q 9) 登録後、井戸水が出なくなった場合にはどうすればいいですか？

A：市へ申出をいただき、登録の解除をさせていただきます。登録解除に際しては、「災害時協力井戸登録解除申出書」を市役所防災課までご提出ください。ご提出いただき次第、市にて登録解除を行います。

Q 10) 普段は飲用していないのですが、登録できますか？

A：登録できます。本事業の趣旨として、井戸水を飲用以外の生活用水に使用することを想定しています。

Q 11) 水質検査をしていないので、水質が心配です。登録できますか？

A：登録にあたり市が水質検査を行います。検査結果については、調査表の写しを申請者にお渡しします。

Q 12) 市で水質検査してもらう場合に費用はかかりますか？

A：災害時協力井戸の登録に際しての水質検査費用については、市にて負担しますので、所有者又は管理者に検査費用をご負担いただくことはありません。再検査の場合も同様となります。

Q 13) 市の水質検査結果によっては、飲用してもよいのですか？

A：市が実施する検査は簡易的なもので、飲用水の基準を判定するものではありません。したがって、使用者の責任において飲用することを禁止までは行いませんが、本事業は、井戸水を飲用以外の生活用水に使用してもらうものがあるため、飲用については、市ではその責を一切負わないものとします。

なお、水質検査の結果、以下に該当するものは登録できません。

① 大腸菌が検出されたもの

② pH値、色度、濁度の3項目すべてが基準不適合のもの

Q 14) 井戸（設備等）が壊れています。登録に際して市で修理をしてもらえ

ますか？

A：市で修理は行いません。本制度は、既設でそのままの状態で使用できる井戸を登録してもらうものです。修理については、登録前も登録後についても、井戸の所有者又は管理者においてお願いします。

Q 15) 登録後に井戸（設備等）が壊れました。市で修理をしてもらえますか？

A：市で修理は行いません。本制度は、既設でそのままの状態で使用できる井戸を登録してもらうものです。修理については、登録前も登録後についても、井戸の所有者又は管理者においてお願いします。

Q 1 6) 配水中に井戸（設備等）が壊れました。市で修理をしてもらえますか？

A：市で修理は行いません。使用者（原因者）の責によることが明らかな場合であれば、使用者（原因者）にて修理等をいただくことが望ましいと考えます。

所有者又は管理者と使用者（原因者）にて協議等いただき、対応してください。

Q 1 7) 登録すると公表されるのですか？

A：災害時等に井戸を使用できるよう、「所在地」、「行政区」を市ホームページ等にて公表します。

Q 1 8) 登録されると井戸にプレート等を貼るのですか？

A：井戸の所有者であること及び注意事項等を付したプレートを掲示いただきます。

Q 1 9) 登録された井戸は誰でも使えるのですか？

A：基本的に誰でも使用できます。本事業は登録者の善意と災害時の助け合いの精神を基本理念としているため、被災し、市民であること等は問わず、生活水に困っている方であれば、どなたでも使うことができます。使用する場合は、注意事項を遵守し、マナーを守って使ってください。

ただし、事業用等、営利目的での使用は控えてください。

Q 2 0) どんな時に登録された井戸を使うことができるのですか？

A：災害の種類は問わず、「断水が生じた場合」で「所有者等の判断によるもの」としています。地震や風水害をはじめとする災害等に際して、個々の災害時協力井戸の所有者又は、管理者の判断により使用時期を決定していただき、使用していただくこととなります。

なお、使用開始の際等の市への連絡は不要です。

Q 2 1) 井戸水を提供する時の費用負担はどうなりますか？

A：所有者又は管理者にて負担いただきます。本制度は、登録者の善意と災害時の助け合いの精神を基本理念としているため、井戸水の費用と（井戸水の）提供にかかる費用（電動ポンプの電気代等）については、所有者又は管理者にご負担いただくこととなります。同様に使用者から料金を徴収することは想定していません。

Q 2 2) 実際に井戸水を提供する時は、どうするのですか？誰が提供しますか？

A：所有者又は管理者の方で判断・指定した方法で実施してください。配水に際しては、できる限り公正・公平性に準拠するようご配慮等いただき、配水

の時間、立会いの有無、配水する量のルール等については、所有者又は管理者の判断をもって実施してください。なお、配水に際して、市職員等が立会い等することはありません。

Q 2 3) ポンプの点検費用や電気代等は市で負担してもらえますか？

A：市では負担しません。本事業の趣旨からも、修理を含め、ポンプ等の点検費用や電気代については、これまでと同様に所有者又は管理者にてご負担ください。登録いただいた井戸が災害発生時に使用できる状況であれば、使用させていただくという趣旨であり、そのままの状態が可能です。

同時に登録にともなう災害時における取水を所有者又は、管理者に保障いただくものではありません。

Q 2 4) 飲用し、健康被害等が発生した場合、誰が責任を取るのですか？

A：飲用された方、個人の責任となります。本事業の趣旨として、井戸水を飲用以外の生活用水に使用することを想定しています。

飲用を想定した水質検査をしていないことや、現在、飲用として使用している井戸であっても、災害時には水脈等の変化により飲用ができなくなることも想定されますので、飲用水については、市販のペットボトル等、各家庭内での備蓄をお願いします。